

平成 27 年千葉市教育委員会会議  
第 8 回定例会会議録

千葉市教育委員会

平成27年千葉市教育委員会会議第8回定例会会議録

日時 平成27年8月26日(水)

午前10時00分開会

午前11時20分閉会

場所 教育委員会室

出席委員 委員 長 和田 麻理  
委員 内山 英夫  
委員 明石 要一  
委員 小西 朱見  
教育長 志村 修

出席職員 教育次長 森 雅彦 指導課長 伊藤 裕志  
教育総務部長 米満 実 保健体育課長 中村 宏  
学校教育部長 磯野 和美 保健体育課学校給食担当課長 伊藤 稔  
生涯学習部長 大崎 賢一 教育センター所長 池田 亘宏  
参事兼企画課長 大橋美帆子 養護教育センター所長 植草 伸之  
総務課長 石野 隆史 生涯学習振興課長 増岡 忠  
学校施設課長 真田 賢一 文化財課長 志保澤 剛  
学校施設課学校環境改善担当課長 高橋 広文 中央図書館長 松尾 修一  
学事課長 渡邊 博典 総務課総括主幹 相楽 俊洋  
教職員課長 伊藤 剛 企画課統括管理主事 伊原 浩昭  
県費移譲課長 大野 治充 学校施設課管理班主査 亀田 裕之  
書記 総務課長補佐 三田日出美 総務課主任主事 高桑 太綱  
総務課総務班主査 大塚 暁 総務課主任主事 杉山 隆

- 1 開会  
和田委員長より開会を宣言
- 2 会議の成立  
過半数委員の出席により会議成立
- 3 会議録署名人の指名  
和田委員長より明石委員を指名
- 4 会期の決定  
平成27年8月26日（1日間）ということで全委員異議なく決定
- 5 議事日程の決定  
議事日程を全委員異議なく決定
- 6 会議録の承認  
平成27年第4回定例会会議録を全委員異議なく承認
- 7 議事の概要
  - (1) 非公開事項の決定  
議案第107号から議案109号までを非公開とする旨決定
  - (2) 報告事項  
報告事項(1) 千葉市立小学校の施設開放について  
真田学校施設課長より報告があった。  
報告事項(2) 平成27年度「子ども議会」について  
伊藤指導課長より報告があった。  
報告事項(3) 平成27年度千葉市小・中学校教育課程研究協議会について  
伊藤指導課長より報告があった。  
報告事項(4) 平成27年度中学校体育大会の結果について  
中村保健体育課長より報告があった。
  - (4) 議決事項  
議案第106号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について  
伊原企画課統括管理主事より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第107号 平成27年度補正予算について  
保健体育課学校給食担当課長より説明があった後、審議。全委員異議なく、原案どおり可決した。  
議案第108号 工事請負契約について（旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事）  
議案第109号 工事請負契約について（旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事）

学校施設課長より一括説明があった後、審議。議案ごとに個別で議決を行った結果、全委員異議なく、原案どおり可決した。

(5) 発言の要旨

報告事項(1) 千葉市立小学校の施設開放について

和田委員長 学校施設課長、報告をお願いします。

真田学校施設課長 報告事項(1)「千葉市立小学校の施設開放について」、報告します。

これは、小学校の利用可能な教室などを市民利用に供する、そのような制度を設けるものです。

まず、1の「要綱の基本事項」ですが、目的は、地域活動や生涯学習の場として、市立小学校の施設を学校教育に支障のない範囲内において市民利用に供することを目的としています。これは、例えば自治会館などを持っていない自治会が何か会議等を開催したい。ただ、なかなかその場所が見つからない。そのようなときに、学校の教室などがもし利用可能であれば、そこを利用してもらう。そのような制度を設けるといいます。

開放の場所ですが、空き教室や余裕教室、特別教室などの区分には特にかかわらず、利用可能な教室を活用していく予定です。

開放日時は、原則、土日祝日、そして、夏休み等の長期休暇期間を想定しています。これは、以前、インターネットのアンケート等を行いました際に、そのアンケート回答の中に、児童が学習している時間帯に外部の人間が入ってくるということに対する危機意識、安全というものに非常に不安を感じるといったような回答が多かったものですから、あえて学校教育の行われていない時間を設定しています。

続きまして、管理運営委員会は別途説明をします。

そして、一つ飛びまして費用負担ですが、管理運営委員会から光熱水費は徴収をします。そして、場所の使用料は免除しようというふうに考えています。

続きまして、下の「2. 管理運営委員会」です。

この制度を運営するに当たりまして、地域住民で組織する管理運営委員会をまず立ち上げていただきます。そして、この委員会が主体となり、自主管理、そして、独立採算のもとに、学校や教育委員会と調整を図りながら自主運営を進めてもらうということです。

まず、組織ですが、地域住民による自主運営組織の管理運営委

員会を学校ごとに設置していただきます。そして、管理運営委員会は、その施設を利用するすべての登録団体で組織するというものです。

②の役員会・規程の策定ですが、管理運営委員会の構成員から、委員長、副委員長、あるいは会計、書記といった役員を選出し、役員会というものを設置していただきます。そして、管理運営委員会の規定など施設の使用規程といったものを定めていただきます。

そして、この管理運営委員会の主な役割としましては、使用計画の作成など使用許可の申請、また、使用日時の調整といったようなものです。

資料の右側上の3に「全体フロー図」をお示ししています。真ん中あたりに、管理運営委員会としましてAからHまでの8つの団体があったとします。この団体の中から、真ん中にあります役員会、A、C、D、F、Hの5人の役員で構成されますが、このような役員会を設定していただきます。

そして、この管理運営委員会と教育委員会とのかかわりですが、管理運営委員会からは、使用許可の申請あるいは光熱水費の支払といったものをしていただきます。そして、教育委員会からは、使用の許可あるいは光熱水費等の請求、このようなものを行います。また、小学校とのかかわりですが、使用が可能な日時等の調整、要するに開放日等の調整を行ってもらうというような組織です。

最後、下の「4. 運用に関する留意事項」ということですが、実は、これまでも、目的外使用ということで、学校施設の使用許可を私ども学校施設課で出しているといったこともありまして、今回、所管課としまして教育委員会の学校施設課が対応に当たっています。

「類似事業との兼ね合い」ということですが、現在、生涯学習振興課で特別教室開放事業というものを行っています。ただ、こちらはあくまでも生涯学習といったものを振興していくという目的があります。今回、私どもで提案させていただいていますのは、特にそのような目的は持たずに場所を提供するといったものです。ただ、この特別教室開放事業についても、今後、今回設ける制度に最終的には移行していくと考えています。また、市民局のスポーツ振興課の学校体育施設開放事業は、グラウンドあるい

は体育館の開放事業を行っています。今回、私どもは教室を想定していきまして、スポーツ施設とは趣旨を別にしています。また、スポーツ施設は全小中学校でかなり大々的に事業が進められていますことから、今回は別の事業として立ち上げました。

③の市長マニフェストの工程ですが、平成26年度に指針を策定し、平成27年度、今年度、管理運営体制の構築をしています。そして、今後、要綱や手引き等、詳細のところを詰めていきまして、平成28年度4月以降に運用を開始するよう準備を進めています。

今後の進め方として、このような場所を必要とするであろうニーズを庁内各課と連携しまして利用促進を図っていく。今後、このようなPRにも努めていきたいというふうに考えています。

明石委員 今わかったのですが、生涯学習振興課がやっている特別教室開放事業、この場合は委員会方式を作っているのでしょうか。それとも、例えば私が理科室を使いたい場合は教育委員会の生涯学習振興課に申請すれば良いのか。ここで今言っている管理運営委員会というのは、手続を条例で決めてやっていますよね。言いたいののは、今回作った管理運営委員会と特別教室開放事業を行う委員会があるのか。同じように、市長部局の学校体育施設開放事業も運営委員会方式があるのか。その辺がもしわかったら教えてほしいのです。

増岡生涯学習振興課長 学校施設を使うということですのでセキュリティーなどいろいろありますので、安全管理などをしてもらうということで、地域で運営委員会を作っていただき、そちらの委員会にボランティア的なものですが、謝礼を渡してお願いしています。

運営委員会とは別に利用団体がありまして、登録いただき、使っていただいたときに運営委員会に属する安全管理員が安全管理をするという形をとっています。

特別教室開放事業では、お金を渡して安全管理をしていただいています。これは使っている団体と安全管理をしている委員会は別なので、成り立ちます。使う団体と管理する団体が同一ならそのお金は必要なくなります。新しい制度になりますので、徐々に説明しながら移行させていこうと思っています。

和田委員長 今、話してもらったのは特別教室開放事業に関してですね。  
真田学校施設課長 体育施設の開放ですが、こちらについても各学校に委員会が設置されています。こちらの事業についても、委託費を各団体に

支払っているという状況です。また、その委員会の中に各小中学校の教頭が必ず委員として入っているということで、実は、かなり教頭に負担がかかっているという実態もあると聞いています。

明石委員 意見ですが、行政の縦割りはわかるのです。使う方に見れば、大きく言えば学校開放なのです。グラウンドを使おうが、体育館を使おうが、教室を使おうが、図書館を使おうが、使う方としては「なぜ一本化しないのだ」と。だから、この際、管理運営委員会というものをがっちと決めておいて、生涯学習のものを発展解消させる、市長部局もこちらに一本化する、そうした方が行政の二重手間が減るし、利用者にとって一番良いではないですか。こんなものが3つもあって、目的に応じて使えなんて、それは行政の発想なので、なぜそのようなプランが出なかったかと思うのですね。

和田委員長 特別教室開放事業に関しては、行く行くは合併していくということですよ。今、特別教室開放事業は各区に1校だったかと思うのですが、ここが私も非常に難しいのではないかなと感じています。今、この特別教室開放事業は、どちらかという委員会からお願いしているような形ですよ。今回のこの事業は、住民からのニーズに応えるというような形になるわけですよ。

増岡生涯学習振興課長 委員会という形で安全管理を地域にお願いしています。その上で、地域には活動場所を求める声があります。例えば、音楽をやりたいという団体が結構ありまして、例えば扇田小では、子どもたちを含め、コーラスやオーケストラなど、地元の要請もありますので、必ずしもこちらからというわけではありません。安全を管理する運営委員会と特別教室の利用者側とは別であり、運営委員会を立ち上げることを地域にお願いしているというのがありますが、地域でその教室を使いたいというニーズもあるということです。

和田委員長 特別教室開放事業は、各区で1校指定していますが、その指定の方法というのは、そもそもどうやって決めたのですか。

増岡生涯学習振興課長 まず、新規事業としての学校施設の開放については発想が異なります。特別教室開放事業では、例えば音楽室があるとして、アラームなど、独立してその部屋を管理できるということであれば、学校のセキュリティーが保たれますので、物理的にそのような形になっている特別教室を探して、あとはニーズ等も勘案して作ってきたという経緯があります。

和田委員長 今回のものは、周知して行って、住民からの要望があった学校に対してこの事業を行うということになりますよね。そのような解釈でよろしいでしょうか。

増岡生涯学習振興課長 そうです。

内山委員 明石委員が言っていたことに関連するのですが、学校体育施設の開放については、随分前からやっていますね。私も、52年ですか、PTA会長をやったときに、小遣いをもらって、安全担当というか、ありましたね。そのとき思ったことを今確認したいのですが、そのときは、校庭で遊べます、いわゆる少年野球やママさんバレーと違って、一般の人でも遊べるということで開放した覚えがありますが、そのような意味で、この管理運営委員会のかかわり、登録していない人も当然遊べるはずですよね。それはどうなのでしょう。

和田委員長 登録した団体以外もということですか。

内山委員 団体登録が幾つかありますけど、一般の人にも開放、要するに、子どもたちが行って遊べるという、当然それは対象に入るでしょうね。私が経験した中で、そのような覚えがありました。学校開放、校庭開放など。体育館は、どちらかというと団体が多かったですけどね。その辺、少しはっきりしない。

森教育次長 今回の学校体育施設の開放については、現時点では個人利用というのはさせていないはずなのです。やはり団体の申し込み、団体ごとに体育館なり校庭なりを使わせているという感じで運営しています。

先ほど話がありました管理運営委員会、今回の学校施設の開放と特別教室開放事業と学校体育施設開放事業の3種類、学校施設を活用した制度があるということで、これを将来的には一本化しなければいけないという認識はあります。ただ、地域の熟度や関心度、利用者の多さなど、そのようなものによって、すぐできるところとなかなか話が進まないところも多分あるかと思いますので、順次、制度は制度として作っておいて、窓口を広げておいて、徐々に使い勝手が習熟してきたときに一本化していく動きが出てくるのだろうかと思います。特別教室は一本化に向けて動き出そうかと考えています。

和田委員長 一番紛らわしいのが特別教室開放事業との関係だと思しますので、今まで開放されている学校に関しては理解をいただかないと、この制度に移行していくということは難しいことだと思います。



す。

この開放の事業の名称はどのような名前になるのですか。特別教室開放事業など、そのようなもので言えば。

真田学校施設課長 これは事業として行うものではなくて、あくまでも、このような制度がありますよというものですので、千葉市立小学校の施設開放というのが、ある意味、制度の名称になろうかと思えます。これまでもありました目的外使用というものを一つパッケージといいますか、形にしてご提示するといったイメージのものであるということです。

森教育次長 そうとは言いつつ、何か市民にわかりやすい名称があれば誤解を受けなくて済みますので、少し検討させてください。

増岡生涯学習振興課長 特別教室開放事業をやっている目的は、生涯学習ですので、地域のために使うことが、生涯学習の振興につながることをイメージしています。今回、特別教室に限らず、ほかの教室もニーズがあれば使えるという形の制度ですので、この新しい形を利用して生涯学習の振興が図れればということで考えているところです。

明石委員 お聞きしたいのですが、この管理運営委員会方式と学校支援地域本部、今、千葉県で試験的にやっていますよね。その関係を事務方はどのように考えているのですか。

真田学校施設課長 地域本部については、学校教育というものに対する支援といったものがあるかと思えます。今回、こちらについては、一切そのような教育など目的というものを特定にはしていません。ですから、自治会が地域活動の一環として使うのか、あるいはサークルが趣味として使うのか、そのような目的というものは特に定めていませんので、地域本部とは性格を異にするものと考えています。

明石委員 それは誰も解釈はしていませんよ。例えば、学校支援地域本部は、今、全国で3分の1できているのですよ。今後も文科省は進めるし、今、中教審で「チーム学校」をやっているのです。教員、学校全体が地域みんなのサポートで、使い勝手が良くて、教員が楽になるような方向を考えているのですよね。そのような動向を見据えてこのようなものを出してきているのか。

今、和田委員長が言ったように、特別教室開放事業なんていうのは発展解消するのだけれど、それはそうでしょう。例えば体育施設については、市長部局との連携をどうするかという、今まで

は教育委員会だけの発想だったけれども、学童の問題は千葉市の場合には教育委員会以外が所管しています。その辺のこともこの中で、もし学童で使う場合は、どのような形で申請するのか、NPOが自分で学童をやる場合は、団体でしょうから、どこに申請すれば良いのかなど、そのような放課後全体、特に土日祝日のことも含めて考えているので、「学校支援地域本部」「コミュニティ・スクール」「チーム学校」という動きが、中教審で、この12月に答申が出ますから、それを受けて管理運営委員会というものをがちっと作ったときは、それは学校支援地域本部の本体になるのです、ぐらいの方向性を持っているのかどうかを聞きたいのです。

米満教育総務部長　今回、施設開放については、今までは、さっき言いましたように、経費をかけて、ある管理人的な人を置いて、そこには学校の校長や教頭にも関与してもらいながら開放していたという実態がありまして、そこはやはり学校側の負担も出てきますし、市側の経費的な負担も出てきます。

今回、このスキームは、使いたいというところに自主管理・自主運営をしてもらう。当然、それは委託料も払いませんし、逆に光熱水費をもらう、費用をもらうというスキームです。また、ここには一切学校側の、例えば運営委員会の中に教頭は入ってきません。これは完全に地元の方々に運営してもらう。ただ、学校施設を使ってもらうという以上はセキュリティーの問題などがありますので、それは一定の組織を作って、手続的には細かいところがありますが、このような組織をきちっと作ってもらって、学校をできるだけ広く使ってもらおうということですので、地域本部とのかかわりというものは直接的にはないのですが、これを行うことによって地域本部など開かれた学校というものに近づいていくのではないかと考えています。

和田委員長　場所を貸すというイメージですよね、完全に。

森教育次長　資産経営というか資産管理の面からの制度だけなのです。ですから、教育的な要素なども排除しているわけです。

小西委員　以前、総合教育会議の中で市長が、学校に子どもたちがいるのだから、そのままそれを利用して放課後子ども教室で利用できないかということ saying していたのですが、放課後子ども教室は、この制度は特に今は関連づけては考えていないということに理解してよろしいですか。

森教育次長　後ほど、総合教育会議については説明しますが、放課

後子ども教室とは切り離して、学校施設の有効活用、施設の有効活用という観点の制度です。

米満教育総務部長 これはあくまでも全くの地域住民が使うためのスキームであって、今の放課後子ども教室というのは、市役所内、行政間の話ですので、行政は行政の間で、「では、ここは貸しましょう」とか「あいているから貸しましょう」ということで、それは行政間でやりとりする話になります。これは行政間には関係ありませんので、全く市民が使いたいというニーズに対して、市役所としては、経費をかけずに、また人的な部分もかけずに開放していこうという整理になっています。

明石委員 私が心配するのは、体育施設の場合には市が委託費を出していますよね。それは私も知らなかったし、市民も知らない。これが管理運営委員会方式で主体的に参加する、実費だけ払えば良いということで、だんだん成熟してくると、「体育館とグラウンドの場合は補助金が出てやっていて、なぜ自分たちには出ないのだ」ということが必ず出てくるのですよ。

そのようなことを想定すると、私としては、例えば、今、磯辺の学校支援地域本部を作っていますよね。あそこで1年ぐらい、この3つを統合させて、コーディネーターを入れておいて、基本的に学校支援地域本部というのはコーディネーターだけなので、教員の負担を減らしましょうという形でいくのです。それでぐるとやってみて、市長部局の体育館開放と齟齬が生まれないのか生まれるのか。例えば、私はそんなことやったら、すぐ教育委員会に文句言いますよ。「なぜ体育館の開放の場合には補助金が出て、教室を借りる場合には補助金が出ないのだ」と。基本的に両方補助金をやめて、学校支援地域本部に財政的援助をするという、やはり一本化しないと非常に市民の方々からクレームが来ますよ。

小西委員 わかりにくいですよ。私たちも理解するのが難しいですよ。

学校体育施設は、もし損害賠償が出た場合というのはどのような規定になっているのですか。

森教育次長 保険に入っています。

小西委員 今回の場合はどうなのですか。これを読むと管理運営委員会と登録団体が連帯してということになっているので、たくさん登録団体がいて、たくさんの使用料などを徴収できて、予算がたく

さんあるところは大丈夫だと思うのですが、地域によっては恐らく登録団体が少なくて予算がない。そうなると、管理運営委員会と登録団体の負担が出てきてしまうということが少し不公平かなど。同じことをやったとしても、同じものを壊したとしても、予算から出るところと予算から出せないところが出てきてしまうのかなと思ったのですが。

森教育次長　そこは、まさに地域住民の自主管理を考えていますので、各団体の責任の範囲内でやってもらうしかない。公平、不公平というよりも、市は場所を提供します、地域住民は団体を作って場所を使って良いですよという制度だけなのです。基本的には、子どもが入るわけではないし、そこで何かのプログラムをやるわけでもないし、場所だけなのです。なので、管理運営団体の責任のもとで保険なりをやってもらう。ただ、そこで場所を貸して何かあったら困りますので、ある一定のリスクは担保しなければいけないということで、保険に入ってもらおうということは制度的に作っておかなければいけないと思っています。

和田委員長　最初のそのようなことも含めての説明も非常に重要ですね。今までのように行政が管理するのではないので、地域住民の団体の中でやってもらうということを、責任の部分もしっかりと説明していかないと後でトラブルのもとになりますね。

また、明石委員が言っていた、小西委員もですが、今までの制度との兼ね合いが難しいというか、市民からすると、なぜ学校体育施設はお金をもらえていて、こっちは自主管理なのかというようなことが出てくると思いますので、そこは早急に。

森教育次長　所管が違うので何とも言えないのですが、学校体育施設の開放も、将来的には、明石委員がおっしゃったように、委託ではなくて自主管理の中でやっていくべきものだと思います。ただ、今、いろいろな諸事情があって、使っている団体が限られてしまふとか特定の団体の活動が相当多いだとかという問題がありますので、そこはスポーツ振興課で整理をした上で、こちらへ統合していく方向で進んでいくのだろうなど。

和田委員長　すると学校支援地域本部とのかかわり合いですが、それに関しては、スタートのところ少し目指すものが違うので、少し難しいのかなと感じていますが、こうやって今まで学校に入ってきていなかった方たちが学校という施設を使うことによって学校に興味を持っていただき、新しい地域の人材が発掘できると

良いのかなというふうに理想としては思います。どうしても地域で運営してもらおうとなると、どこに行っても地域で集まっている方は同じ方たちが管理してくださっていて、どの運営委員会もみんな同じ方たちなので、これを機会に新しい人材が生まれてきて、新しい方たちが入ってくださると良いなと思います。非常に理想論ですが。

明石委員 具体的にお聞きしたいのですが、この団体で企業と民間の塾、NPOで申請した場合に、そのジャッジメントは誰がするのですか。自主的な管理運営委員会がやる、要するに、公民館の利用規定もありますが、公民館運営審議会がありますから。そのようなジャッジメントは誰がするのでしょうかということをお聞きします。

和田委員長 利用団体を認可するかしないか。

明石委員 企業が手を挙げたとか、塾の方が、もういっぱいだから学校の教室を土日というように、塾なんて非常に使いやすい。NPOも使いたい。

米満教育総務部長 これは要綱を所管していますのは学校施設課で、今、詳細な要綱を作りつつありますから、それに合致すれば許可しますし、合致しなければ、ここを直してくださいとお話し合いしながら許可はしていく。教育総務部で判断していくということになります。

和田委員長 団体の許可に関しては、管理運営委員会ではなく。

米満教育総務部長 団体については管理運営委員会が承認していきますので、我々教育委員会とすれば、管理運営委員会の組織が、実効性のある組織、資格のある組織、要件に当たった組織かどうかを審査していきます。

和田委員長 そうすると、例えば、塾が管理運営委員会にということになってしまいますね。

米満教育総務部長 要綱の中には、当然、使用団体の範囲を決めておきますので。

和田委員長 例えば営利団体はだめなど、そのようなことが含まれているということですか。

米満教育総務部長 そうですね。それに合わないような団体が使うということであれば。

明石委員 そのとき、文部科学省の意向も見てほしい。例えば、東京の科学館がありますよね。あそこは東芝に一日全部お貸ししたのです。100周年で。言いたいのは、これからは企業との連携をもっと進めているのです。そのようなことを視野に置いて、従来の

発想で、学校だけが聖域というようなセンスを千葉市の教育委員会は持つのか、それとも、特定の政党は難しいなど、それはナーバスな面もありますが、その辺、少し、いろいろなところから実情を聞きながら、また調べながら、運営規則を決めていただきたい。

例えば、私が所属している青少年教育振興機構の少年自然の家は、塾はみんなOKです。2月、3月はお客さんが少ないから、使ってもらえると非常に良いと。同じ教育施設でもそうになっているから、それは社会教育施設だからそうなのか、それとも学校だから違うのか。「学校教育に支障のない範囲」という一言が入っていますから、その辺も含めて、運営規則を作る場合に、いろいろな情報を集めて作ってほしいと思います。

和田委員長 運用していく中で、団体に関しても、今まで想定していないような団体からの申し込みもあるかもしれないですよ。そうなった場合には、委員会でも、ある程度、相談に乗ったり関与していったりするということですよ。想定外の場合においては、今までとは違ったような、活動が広がるようなものも出てくるかもしれないので、そのときには十分考慮した上で認可をしていくということもお願いしたいと思います。

志村教育長 もう一度確認なのですけれども、「要綱の基本事項」の「使用の許可」の第6条の「許可者」が教育長になっていますよね。ですから、所管は、最終的な責任は私が持つという形に基本事項ではなりませんよね。今言ったような、例えば民間等の私塾に対して貸す貸さないという最終的な判断は私のところに上がってくるという形でよろしいのですか。それでなければ、使用の許可第6条の意味がない。

私が最終的に責任を持つとなると、今の意見で考えると、類似事項についても再度検討する必要があるのではないかと。今回、この中でこれを作ることは施設開放の意味で市民にとって大変プラスになるのだけれども、明石委員も話されたような不公平感が生まれないようにするために、今ある体育施設、それから特別教室も含めて、担当する課が今後の進め方の中でもう一度、最終的に学校施設というものをどうやって開放していくかということについて、それぞれ検討するための会議というものを持たないと、スポーツはスポーツですという形でなし崩しになってしまう。それでいてスポーツにしても体育館についても、最終的な責任者は

教育長にあるとすれば、責任を持ち切れない感じがします。

ですから、これはこれで早目に進めて、自治会その他について、会場がないところは至急やらなければいけないと思いますが、これにあわせて今後の進め方について、類似事業を外さないで、それも含めた形で今後の進め方について検討してもらおうようにしないと、最終的に責任を持たなければいけない教育長の所管がそれぞれ違っては判断が難しくなるのではないかという気がします。これはこれで承認しなければいけないと思いますが、今後のことについて、国の動き等も含めて検討するようなプロジェクトなりを持っていただきたいということを、私というか教育委員としてお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

森教育次長 それぞれ所管が違う中での事業を持っていますので、制度的なスキームや、それぞれの持つ制度の役割と機能を少し整理して、一本化できるところは集約化していくというようなことの検討はすべきだと思います。

志村教育長 ぜひお願いします。

和田委員長 今回の教育長のお話の中で、もう一回確認させていただきたいのですが、この第6条の「使用の許可」というのは、個別の団体への使用の許可のことですか、それとも、その学校が使用することの許可ということなのでしょうか。

米満教育総務部長 管理運営委員会が、ある学校の、ある教室を使うということに対する使用許可です。

和田委員長 個別の団体に関しては、あくまでも管理運営委員会の責任においてということですね。

米満教育総務部長 はい。

志村教育長 そうでなければ一々チェックしなくてはいけないので、かなりの事務量になります。

和田委員長 その責任の所在も管理運営委員会にあるということになりますよね。結構、管理運営委員会は責任重大になりますね。

内山委員 趣旨はよくわかりました。ただ、教育長が言ったこと、明石委員が言ったことを含めて、私が心配するのは、どのような団体が登録して、きちんとした運営管理ができるのかなという心配があるのです。例えば踊りの会など、イメージが湧かないのですよ。おだんごを作る会とか。どのような団体が登録してくるのがよくわからないので、少し悩むところなのです。その辺が少しわからない。うまく運営していけるかなというのが。

和田委員長 現在、特別教室開放事業は、どのような団体が、どのような目的で使っていますか。わかりますか。

増岡生涯学習振興課長 それぞれ学校によって違うのですが、例えば花見川区の瑞穂小ですと、緑化の支援団体や音楽団体2団体、放課後の学習室に使っていますし、自治会や少年野球など、それぞれいろいろな団体が使って、大学のサークルですとかPTAですとか保護者会、国際交流団体とか育成委員会とか、さまざまな団体が使っています。

和田委員長 現状では常識的な範囲内というか、想定できる範囲内の利用かなという感じはしますね。課題が山積しているというような感じが非常にしますが。

いずれにしましても、今、次長が言ったように、そのようなところでチームを作っていただいて、開放は開放で進めていくということで、課題を常に見据えながら進めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

報告事項(2) 平成27年度「子ども議会」について

和田委員長 指導課長、報告をお願いします。

伊藤指導課長 報告事項(2)「平成27年度「子ども議会」について」、報告します。

7月28日(火)に、千葉市議会本会議場にて開催しました。

子ども議会は、子どもたちの目線に立った考えや意見を市政に生かすようにすること、本市の将来を担う子どもたちが千葉市の現状と課題について話し合い、市民一人一人が生き生きと幸せに暮らせるまちづくりに向けた具体的な提案・質問を行う中で、千葉市民としての意識を高められるようにすることを目的として開催しており、6年目を迎えました。

当日は、市長、両副市長、こども未来局長、教育長、教育次長を初め、千葉市議会の議長、副議長、教育未来委員長、副委員長の出席のもと、小学校5・6年生の59人の子ども議会議員とファシリテーター役の中学生19人が参加しました。

和田教育委員長を初め教育委員の皆様には、子ども議会の当日はもちろん、学習会へも参加していただき、誠にありがとうございました。

配布資料の提案・質問の内容をご覧ください。

今年は、テーマごとに7つのグループに分かれ、生活する中で日ごろから感じている課題について話し合い、アンケート調査や



実地調査等をもとに、行政に積極的に取り組んでほしいことや、子どもたち、自分たちができること、また果たすべき役割について考えて、提案・質問を行いました。

子ども議会議員の提案・質問に対しては、市長、副市長、教育長から、わかりやすい説明と励ましの言葉が織り込まれた答弁をいただき、参加した子ども議会議員は十分に充実感を味わえたことと思います。

今後、子ども議会での提案・質問と答弁の内容を整理し、報告書を作成します。各学校にも配布し、事業の趣旨の周知を行っていきたいと考えています。

明石委員 意見です。非常に素晴らしいことで、本当に敬意を表します。担当された職員の皆様、本当にご苦労さまでした。私は、この成果を、例えば成田の学校教育振興基本計画のところでも自慢してきましたし、中教審でもできるくらいの内容を持ったものだと思います。アクティブラーニングの一つの成果ですね。このような形でやるのが本来のアクティブラーニングです。基本学習をしておいて、地域の課題を発見して、どうやったら解決できるか、生の市議会と同じように意見表明して、また再質問をするなんていうことは、まさに日本が一番弱かったところを千葉市が率先してやってくれるということなのです。次の意見ですが、30代以下の若い教諭が千葉市は増えているのです。4割弱の若い教諭は、このような子どもたちに対する指導が非常に苦手とされています。したがって、市の教育センターで、若手スキルアップとして、これを編集し、ぜひ1コマを入れて、「このような形でやればあそこまで子どもが成長していくのですよ」という指導方法という研修をぜひ夏の講座に入れてほしい。それぐらい非常に良いことをやってくれているのです。

和田委員長 当日の様子だけではなくて、学習会の中での指導の様子なども織り込んでいただけたら一番良いと思います。今年は子どもたちの再質問が非常に多かったですね。事前に打合せをしたわけではないでしょう。すばらしかったです。

内山委員 内容は本当に素晴らしいと思いました。昨年までと違いました。今年は、市長、教育長、副市長と話をきちんと対等に行えたと感じました。そのような意味では、素晴らしい。ただ、指導者の指導力があつたせいかと思いますが、あれだけうまくまとめるのは本当かなという気はします。でもそれはそれで子どもたちに

としては、よい勉強になったと思います。

和田委員長 子どもたちの中に大変よく調べてきている子が何人かいましたが、それが恐らく互いに刺激になっていたと思います。このような機会は、子どもたちにとり、かなりの成長になると思いました。

来年度以降も、小学生が議員となり、中学生がファシリテーターとなるというパターンでいくということですね。

伊藤指導課長 その方向で考えています。

和田委員長 それで良いと思います。

報告事項(3) 平成27年度千葉市小・中学校教育課程研究協議会について

和田委員長 指導課長、報告をお願いします。

伊藤指導課長 報告事項(3)「平成27年度千葉市小・中学校教育課程研究協議会について」、報告します。

千葉市民会館等を会場としまして、8月6日には小学校の教育課程研究協議会、8月7日には中学校の教育課程研究協議会を開催しました。

その目的は、学習指導要領の趣旨等の理解と円滑な実施に向けて、教育課程の実施上の諸問題を研究協議し、学習の改善と充実を図ることです。

参加者は、小学校が947人、中学校は754人で、その総数1,701人は、参加対象となる本市教職員の約40%に当たります。各部会に各校代表1人の参加となりますが、小学校に関しては、会場の関係もあり、一般総則部会以外は112校を2つに分けて隔年の参加としています。

全体会では、学校教育部長による主催者挨拶の後、今年度のテーマである「生きる力をはぐくむ教育課程の工夫・改善～『わかった』『できた』と実感できる授業の創造～」をテーマに、千葉市の教育施策の基調、教育の課題、わかる授業の推進に向けての課題、発展、そして、教育相談、生徒指導の充実、特別支援教育の推進について、説明しました。

引き続いての研究成果発表では、新しい試みとして、指導課と教育センター、また、研究校と指導課、教育センターと連携してテーマに即して提案を行いました。

小・中学校共通の提案としましては、「学力分析を生かした授業改善に向けて」というテーマで指導課指導主事より、「学力分析をもとにした授業改善の必要性」を提案し、それを受けて、教

育センター指導主事から、全国学力・学習状況調査の結果を生かす学習指導の工夫改善について提案を行いました。

さらに、小学校では、「道徳教育における指導方法の工夫」をテーマに、研究指定校の成果として、幕張東小学校の教諭に、指導方法の工夫や他教科と関連を図った指導・教育について提案してもらい、指導課指導主事から、この提案を補足しながら、道徳の教科化に向けた今後の方向性について説明しました。

中学校においては、研究指定校の成果として、緑町中学校の教諭から、ICTを活用した思考力・判断力・表現力を育成する実践を提案してもらい、この提案を受けて、教育センター指導主事から各学校におけるICT機器を効果的に活用した授業改善について提案を行いました。

各部会においては、6月中旬から7月に開催された文部科学省主催の各教科の担当指導主事等の連絡協議会で説明・協議のあった内容の伝達と、今回のテーマ、趣旨にのっとり、実践研究発表及び協議を行いました。

協議方法についても、グループ協議の工夫、プレゼンテーションを活用した提案、実践発表など、さまざまな工夫をしております。部会によっては、小学校部会へ中学校の教員が提案したり、小・中学校担当の指導主事の連携による運営を行ったりと、小・中学校の連携を考慮した取り組みを進めています。

参加者は、今回の協議内容を各学校で周知し、わかる授業の一層の推進に向けた授業の工夫・改善に努めて参ります。

今後も、「わかった」「できた」という子どもたちの学ぶ喜びの声を励みに、夢と思いやりの心を持ち、チャレンジする子どもの育成に努めて参ります。

和田委員長 私も、ここ数年参加しているのですが、今回の全体会は、内容が目的にかなった内容であったのではないかと思います。先生方が大変熱心に聞いていらっしゃったので、これからが期待できると思いました。

報告事項(4) 平成27年度中学校体育大会の結果について

和田委員長 保健体育課長、報告をお願いします。

中村保健体育課長 報告事項(4)「平成27年度中学校体育大会の結果について」、報告します。

まず、7月18日から23日の6日間にわたり開催しました千葉市中学校総合体育大会は、おおむね天候に恵まれ、予定どおり

終了することができました。大会初日の18日には、教育長、また学校教育部長に、それぞれ各会場を視察していただきました。

千葉県中学校総合体育大会は、本市及び市原市等全40会場で7月25日から8月2日まで、関東大会は、本県及び山梨県等1都7県で8月5日から8月12日まで開催されました。

なお、全国大会については、8月17日から8月25日まで、北海道、福島県等の北海道・東北ブロックで開催されました。

初めに、団体の結果について報告します。まず、今年も、市で3年連続優勝を果たし、永久杯を獲得した学校がありました。バレーボール女子で松ヶ丘中学校、ハンドボール女子で花園中学校が見事獲得しています。

千葉県中学校総合体育大会、関東大会、全国大会の団体の結果を載せてあります。

まず、県中学校総合体育大会では、バレーボール女子で松ヶ丘中学校、卓球男子で千城台南中学校、ハンドボール女子で花園中学校がそれぞれ優勝しました。

関東大会では、バレーボール女子で松ヶ丘中学校、ハンドボール女子で花園中学校と準優勝の若松中学校、新体操で県5位の昭和学院秀英中学校、剣道男子で5位の幕張本郷中学校、相撲で5位の葛城中学校と10位の都賀中学校が出場しましたが、残念ながら、いずれも上位進出を果たせず、全国大会には出場できませんでした。

ここからは個人の結果となります。県大会、関東大会、全国大会の結果を載せてあります。

県大会では、陸上競技で1種目、水泳で9種目、体操競技、卓球、バドミントンでそれぞれ1種目、柔道で3種目において優勝がありました。

関東大会には8種目に58人が出場し、体操競技の個人総合男子で、泉谷中学校3年の村山覚人さんが優勝しました。柔道では、60kg級男子で轟町中学校3年の田中裕大さんと70kg級で幕張本郷中学校3年の伊庭ゆうかさんがそれぞれ第3位に入りました。

全国大会ですが、6種目で合計31人が出場しました。この大会においては、泉谷中学校の村山覚人さんが、体操個人総合で優勝、種目別の床と跳馬で優勝、あん馬で準優勝をしました。

なお、9月になりましたら、選手、顧問、校長が教育長に優勝

の報告をする予定です。

今年度の中学校体育大会を総括してみますと、関東・全国大会については、個人種目では昨年度以上の出場数があり、水泳や柔道等、多くの種目で健闘しているものの、団体種目では、昨年度に比べ、関東大会も全国大会も出場数が減少しています。来年度は、個人、団体ともに、より多くの種目で本市生徒の活躍を期待したいと思います。

和田委員長 大変暑い中での大会だったかと思うのですが、特に市の大会の中では、熱中症などはありませんでしたでしょうか。

中村保健体育課長 暑い中での大会にはなりました。その中で熱中症等が大変心配されたわけですが、市内中学校には、競技別の専門部があり、事前にそちらに十分な周知をして準備をしていただいた結果、昨年度7件だったものが今年度は4件ということで、減少しています。

和田委員長 昨年度よりも大変暑かったと思うので、先生方のご苦労もさらに大変だったと思います。本当にご苦労さまでした。

議案第106号 教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について

和田委員長 企画課統括管理主事、説明をお願いします。

伊原企画課統括管理主事 議案第106号「教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況に係る点検及び評価について」、説明します。

本議案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定に基づきまして議決を求めるものです。

A3の概要版がありますので、概要版により説明します。

対象年度は平成26年度です。

評価方法については、教育に関し学識経験を有する者として、千葉大学教育学部教授の松尾七重氏、国立教育政策研究所総括研究官の岩崎久美子氏の2人に評価委員になっていただき、所見をいただいています。

次に、教育委員会による自己評価の結果についてですが、7月15日の委員協議会において説明していますので、概要版をごらんいただくようお願いします。

それでは、右側にあります有識者からの意見について、要点のみ説明します。

松尾委員より、高く評価できる点として、第1に、特別支援教育指導員の配置、研修指導、また、不登校等の児童生徒への適応

相談に係る取り組み等の充実を挙げていただきました。

第2に、本市の高等学校改革の良好な成果について高い評価をいただきました。

その他としまして、理数科授業に対する興味関心の高まりなども挙げられています。

今後の課題としましては、算数授業等において子どもの意欲向上に努めること、幼保小連携を推進すること、また学校ホームページについて、情報発信の体制づくりを進めることなどを挙げていただいています。

また、事務点検・評価の方法の改善について、目標値設定の根拠の明確化、また、目標値が数値にならない場合、経年変化をどう捉えるかなどを検討することが必要とされています。

続きまして、岩崎委員からも評価できる点をいただいていますので、そちらの説明に入ります。

評価できる点としましては、学習支援施設の学校教育への学習資源の提供が挙げられました。千葉市郷土博物館の市内小中学校の校外学習への支援や、加曽利貝塚博物館と埋蔵文化財調査センターの小中学校を対象とした学習プログラム提供、また、千葉市美術館との連携による鑑賞教育などが挙げられています。これらは「子どものころに学習支援施設に親しみを持てる機会を与えている。千葉市の教育の豊かさを感じる」ということで、高い評価をいただいています。

課題としましては、学習支援施設のアウトリーチについて、施設から市民に出向くといった発想が求められているということが挙げられています。また、学習資源をアウトリーチする際に公民館を拠点とすることなども提言をいただいています。また、学校と地域や社会をつなぐ中間支援組織の必要性について、特に人材や資源との間に立ち、活動を支援する中間支援組織の存在が重要になるということをご提言いただいています。

両評価委員からは、全体としまして、「事業についてはおおむね良好な成果を得ている。職員が熱意を持って職務に積極的に取り組まれている」という評価をいただいています。

和田委員長 委員協議会で細かく説明いただいて、私たちからの意見、質問等をしていますので、よろしいかなと思います。両評価委員から長年にわたって見ていただいていますので、非常に千葉市のことをよくわかった上での意見などをいただいています。これを肝

に銘じて、これから運用していきたいと思えます。

議案第 107 号 平成 27 年度補正予算について

委員 長 保健体育課学校給食担当課長、説明をお願いします。

学校給食担当課長 議案第 107 号「平成 27 年度補正予算について」、説明します。

本議案は、平成 27 年度補正予算について市長に意見を申し出るため、千葉市教育委員会組織規則第 8 条第 6 号の規定に基づいて議決を求めるものです。

初めに、「1 補正の理由」について説明します。こてはし学校給食センターの既存施設にアスベスト含有建材が使用されていることが判明したことに伴いまして、契約変更を行う必要があるため、債務負担行為を再設定するものです。

次に「2 経緯」であります。平成 26 年第 1 回定例会において、平成 26 年度当初予算としまして 70 億 3,000 万円の債務負担行為の議決をいただき、この予算に基づいて、平成 27 年第 1 回定例会において、株式会社千葉こてはし学校給食サービスとの P F I 特定事業契約の締結をしました。これについても議決をいただいたところです。その後、本年 4 月からアスベスト調査を開始した結果、6 月にアスベスト含有建材の使用が判明したものであります。

続いて、「3 補正の概要」ですが、原契約額である 68 億 9,067 万 5,000 円に追加費用である 9,177 万 1,000 円を加えた 69 億 8,244 万 6,000 円で債務負担行為の再設定を行うものであります。

補正予算編成後の今後の支出予定を参考として記載しました。

次に、「4 契約方法」についてですが、総合評価一般競争入札により契約しました P F I 特定事業契約の変更を行うものです。

続いて、「5 今後の予定」についてですが、本定例会にて補正予算の議決をいただいたら、原契約の変更を行うことについて、本定例会中に追加議案として提出させてもらう予定です。契約変更の議決をいただいたら、アスベスト除去工事に着手し、その後、施設の新築工事を実施し、平成 29 年 4 月から供用を開始したいと思っています。

なお、「6 原契約の概要」については記載のとおりです。

委員 長 審議に移りますが、質問等を含め何かありますでしょうか。

教えていただきたいと思うのですが、アスベストですが、どのタイミングでわかるものなのでしょうか。

学校給食担当課長 アスベストについては、古い建物なので、含有している建材であるとか、壁に吹きつけたものであるとか、そのようなものの存在は確認されています。平成17年から18年にかけて、その当時、こてはし給食センターは稼働していましたので、そのような被害があってはいけないので、17年、18年で調査をやって、飛散しない程度、現状は建物なので、飛散しない程度の工事をしました。だから、アスベストについてはあるということが確認されていたのですが、今度、廃棄するときにも、アスベストを廃棄するのは一般廃棄物では出せませんので、どのくらいの量のアスベストがあるのかということを確認しなければいけないのですが、その調査はやっていなかったもので、今回、PFIの業者をお願いをしまして調査をやっていただいて、それで、産廃を出すときの費用については、今回の補正予算で上げていただいているところです。

委員 長 わかりました。では、今までにもあることはわかっていたけれども、有害にならないような処理はしていたということなのですね。

学校給食担当課長 はい。

委員 長 わかりました。アスベストというのは、少しでもあったらダメなものなのですか。すみませんが、不勉強でわからないものですから。

学校給食担当課長 一応、規定では重量の中の0.1%ぐらいということになっていますが、基本的には、どの建材にも入っている。レベルがありまして、飛散性が一番多いのは吹きつけの塗装の部分であるということが言われています。その部分については、それなりの処理をやってチェックしなければいけないということと、レベル2、レベル3とありまして、建材の中に含まれていて飛散性がある場合とない場合があります。飛散性のないものについてはほとんどそのまま廃棄はできるのですが、一応、含有量が0.1%以上だとアスベストの処理です。それ以下のものについては一般廃棄物として処理させてもらうことになります。

議案第108号 工事請負契約について（旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事）

議案第109号 工事請負契約について（旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事）

委員 長 議案第108号及び議案第109号については、関連がある



ため、一括して説明を行い、審議の後、個別で議決を行うこととします。学校施設課長、説明をお願いします。

学校施設課長 議案第108号及び第109号の2件の「工事請負契約について」、説明します。

本2件の議案は、旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事及び旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事を行うための工事請負契約を締結するよう市長に申し出ることについて、千葉市教育委員会組織規則第8条第6号の規定に基づき議決を求めるものであります。

まず、議案第108号、旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事について、参考資料により説明します。

本議案は、千葉市学校適正配置実施方針に基づき、旧磯辺第一、第二及び第四小学校が、旧磯辺第四小学校を統合場所とし、千葉市立磯辺小学校として統合されたことに伴い、跡施設となっていました旧磯辺第一小学校を解体するものです。

同校は、平成25年12月の資産経営会議で千葉県企業庁に跡地を返還する方針が決定されたことに伴い、平成27年度、28年度の2カ年継続事業により解体工事を行うものです。

まず、1の工事名称ですが、旧千葉市立磯辺第一小学校解体工事。

施工場所は、美浜区磯辺5丁目2番1号です。

3の工事概要ですが、校舎棟、屋内運動場及びプール等を解体するとともに、アスベスト除去や基礎杭の引き抜き等の工事を実施します。

4の契約方法は、制限付一般競争入札の総合評価落札方式。

契約金額は、6億5,124万円。

工期は、契約締結日の翌日から360日間。

7の請負者ですが、市原・小桝建設共同企業体です。

次に、裏面の「8 スケジュール」及び「9 予算措置及び財源内訳」については、記載のとおりです。

なお、参考に「位置図」と「配置図」を添付しています。

続きまして、議案第109号、旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事について説明します。同様に、参考資料により説明します。

本議案は、千葉市学校適正配置実施方針に基づき、旧磯辺第一、第二中学校が、旧磯辺第一中学校を統合場所とし、千葉市立磯辺中学校として統合されたことに伴い、跡施設となった旧磯辺第二中学校を解体するものです。

同校は、資産経営会議において、校舎棟、プール、体育倉庫等を解体し、屋内運動場とグラウンドをスポーツ広場として活用するとともに、敷地の一部を高齢者福祉施設用地として確保する利用方針が決定されたことに伴い、平成27年度、28年度の2カ年継続事業により解体工事を行うものです。

工事名称は、旧千葉市立磯辺第二中学校解体工事。

施工場所は、美浜区磯辺1丁目50番1号です。

工事概要ですが、校舎棟、プール、体育倉庫等を解体するとともに、アスベスト除去工事を実施します。

契約方法は、制限付一般競争入札の総合評価落札方式。

契約金額は、3億780万円。

工期は、契約締結日の翌日から300日間。

請負者は、小椰・市原建設共同企業体です。

裏面の「8 スケジュール」及び「9 予算措置及び財源内訳」については、記載のとおりです。

なお、参考に「位置図」と「配置図」を添付しています。

委員 素人なので教えてほしいのですが、契約の落札の金額、例えば、参考資料の1ページで6億5,000万あったのが、裏側の2ページの「9 予算措置及び財源内訳」では8億1,000万になっていますよね。これはどのように読めばよろしいのか。この落差。

学校施設課長 2ページの9にあります予算ですが、これは、当初、この程度の予算がかかるということで財政部門に対して予算要望をした金額です。そして、1ページの「5 契約金額」にある金額は、いわゆる落札した後の金額ということです。

委員 この落札率97.18%というのは、8億1,100万から計算すればこうなるのですかね。

委員長 少ないですね。

学校施設課長 2ページの8億については、あくまでも予算のトータルの金額でして、その後に設計を行います。ですので、そこでまたある程度金額が下がります。その設計した金額の97.18%が1ページの6億5,000万という数字になります。ある意味、2段階で数字が出てくることになります。

委員長 落札率というのがわかりませんでした。落札率とは何でしょうか。

教育次長 契約額に対して97.18%ですので、割り返すと税込みで

6億7,000万か8,000万になるはずですが、それは設計金額で、予定価格に対する入札額が落札率です。予定価格を作る上で予算の担保がないといけませんので、予算の担保が8億1,100万。設計したら6億いくらになって、契約したら6億5,100万という形で、3段階になってしまうのです。

委員 そうすると、決算書はどうなるのですか。

教育次長 決算書にはこれを書きます。

委員 予算の8億は消えてしまっただけですか。

教育次長 消えてしまいます。ですから、そこは不用額という形で、予算の余った額なのです。

委員 2つ目ですが、磯辺第二中学校の場合は、跡地利用で、グラウンドをスポーツ広場として活用するなど高齢者福祉施設の利用が決まっていますよね。これは非常に納得できたのです。磯辺第一小学校の場合は、県の企業庁に跡地を返還したのですよね。要するに、私がお聞きしたいのは、平成25年の資産経営会議というのは、どのような会議で、どのようなメンバーが入っているか。学校適正配置というのは教育委員会で決定したのですよね。そのときの文言で、跡地利用をよく考えてくださいということが多分あったはずですが、そのときに教育委員会の委員の誰かがここに入っているのか。言いたいのは、資産経営会議にどのようなメンバーが入ってこのようなことを決めたのか。「なぜ県に返すのだろう、良いところを」と個人的には思っているのです。

教育次長 資産経営会議は、市長をトップに、副市長など、いわゆる幹部がメンバーです。外部のメンバーは入っていないはずですが。

この土地を返す検討について、磯辺地区全体の学校が、たしか3つぐらいあるのです。3つあいた中でどう活用するのが一番良いのかと。企業庁からは返してほしいという要望が相当強かった。強かったのも、ここを引き続き使うのであれば、有償もしくは学校教育目的に使いなさいという話があったはずですが。この3つの学校の跡地をどう使うかについて、磯辺第二中学校の高齢者施設とスポーツ広場、運動広場、これを磯辺第二中学校に持って行って、ほかのところは返そうと。それが資産の活用としては一番有効だろうという考えで方針決定されたと考えているのですが、私も場に出なかったのです。

委員 志村教育長は出ていないのですか？

教育次長 出ていたと思います。ただ、それは、企業庁との約束事が開

発するときから決まっっていて、もともと県の土地を学校用地として使うという目的で、無償で貸与されていたけれども、更地にしたときには、学校用地ではない目的外の使用になってしまうから、これは更地にして返さなければいけないという契約になっていたのだそうです。磯辺第二中学校だけは、話し合いをして、地域の住民の意向があるから、体育館も残して、スポーツ広場、高齢者施設にすれば、目的が企業庁の初めの目的と概ね合致するから、それはよろしいですよという形で、2つは返して、1つはいただく。そのような形で副市長と企業庁の間で話し合いがあったという報告は受けています。もともとは全部返してほしいという話でした。

委員 長 そのような契約だったわけですね。

教育 長 そのような契約だそうです。ほかのところでも随分返さなければいけないところがありました。だから、今になってみると、統合するときどっちを残すかというのは結構重要なことだったのだなと思ったわけです。そのようなことで決まったと思います。

委員 長 ほかにありますか。  
よろしいでしょうか。

教育 長 このアスベストは、もう計算外ということはないですね。

委員 長 そうなのです。それも少し気になっているのです。大丈夫なのかなと。

教育 長 後から、アスベストの量が多かったから余分に払うなど、今回はないのですか。

学校施設課長 ここは、あるという前提で予算等も計上させていただいています。ただ、逆に減るという可能性はあるかもしれませんが、増えるということはまずあり得ない。

教育 長 思った以上に少なかったとか。

学校施設課長 それはあると思います。

## 8 その他

第9回定例会は、平成27年9月16日（水）午後2時より開催することと決定した。

## 9 閉会

和田委員長より閉会を宣言